

《計画の位置づけと基本方針・基本目標》

○計画の位置付け（本冊子 P5）

高齢者の自立支援と要介護の重度化防止を図り、必要なサービスが提供される基盤を構築するため、「地域包括ケア計画」として策定

〔根拠法令〕

老人福祉法第20条の8

介護保険法第117条

〔計画期間〕

平成30（2018）年度から

平成32（2020）年度まで

の3年間



○介護保険制度の改正（本冊子 P3）

- ◇ 自立支援・重度化防止に向けた、保険者機能の強化等の取組みの推進
- ◇ 「介護医療院」の創設など医療・介護の連携の推進等
- ◇ 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進
- ◇ 2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割へ引き上げ
- ◇ 介護納付金への総報酬割の導入

○豊島区の高齢者施策の基本方針と基本目標（本冊子 P10）

【基本方針】

「地域で互いに支え合い、安心して暮らせる地域包括ケアシステムの実現」

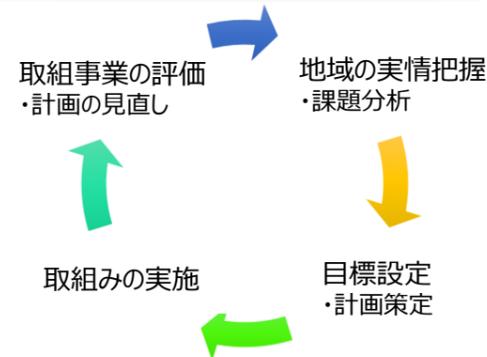
【基本目標】

- 1 高齢者が活躍できる場の充実による社会参加の促進
- 2 介護予防・生活支援強化による在宅生活の限界点の向上
- 3 日常生活に係る相談から必要なサービス提供につなげる支援体制の充実
- 4 持続可能な介護保険制度の維持に向けた適切な運営

○PDCA サイクルを取り入れた計画の点検・評価

（本冊子 P9）

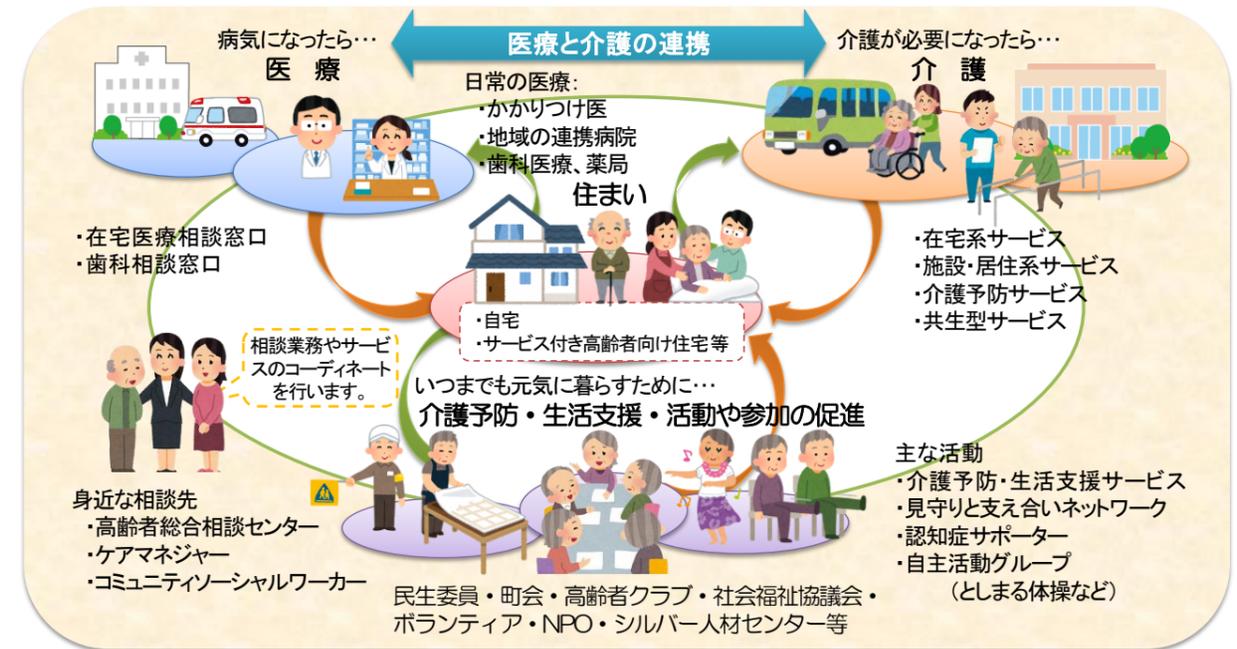
豊島区の保険者としての機能を強化し、介護保険制度の理念を実現するため、地域における実態把握、課題分析、取組事業の評価、計画の見直しに至るPDCAサイクルを導入し評価を実施



《地域包括ケアシステムの構築》

○豊島区がめざす地域包括ケアシステムの姿（本冊子 P35）

- ◇ 高齢者が、自身の介護予防、生きがいづくりや安心して生活をしていくために行う支援などの様々な取組みに積極的に参画することで、住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できる社会をめざします。
- ◇ 地域の多様な担い手によるサービスや介護保険などの公的なサービスを組み合わせ、総合的な支援体制を構築します。
- ◇ 高齢者総合相談センターが核となり、必要なサービスを受けられるよう包括的にサポートしていくことで、地域における支え合いの輪を広げます。
- ◇ 施設系サービスの整備やサービス付き高齢者住宅の供給促進など高齢者が孤立することなく、地域の子育て世帯や若者たちとつながりをもって生活できる住環境を整えます。



○日常生活圏域の設定（本冊子 P37～）

地域における課題を共有、解決していく仕組みの構築を進めるため、東西南北の4つの圏域を設定



(単位：人、%)

地区	高齢者人口	要介護認定者数	出現率
西部	16,473	3,350	20.3
東部	15,665	2,996	19.1
南部	12,263	2,311	18.8
北部	13,223	2,455	18.6

《地域包括ケアシステムの構築》

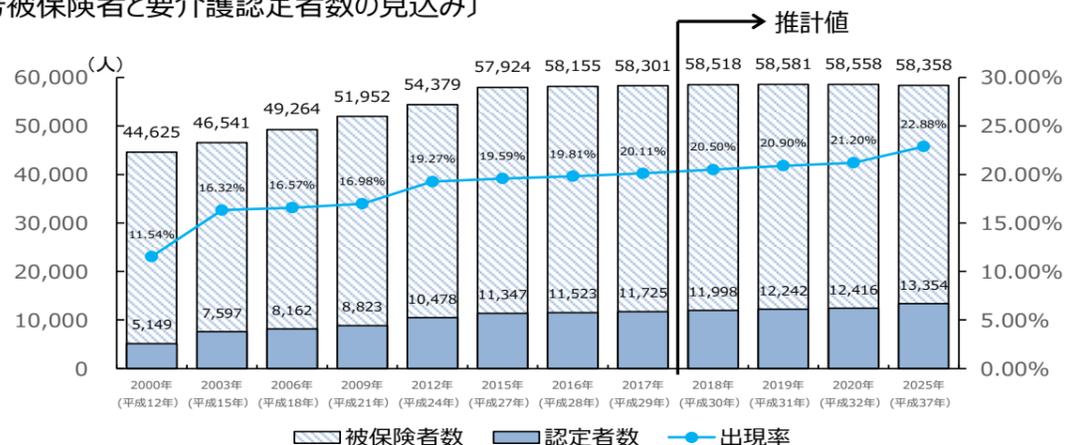
○豊島区がめざす地域包括ケアシステムを実現するための施策の体系（本冊子 P45～）



《介護保険事業の円滑な運営》

○第7期介護給付費等の見込み（本冊子 P91～）

〔第1号被保険者と要介護認定者数の見込み〕



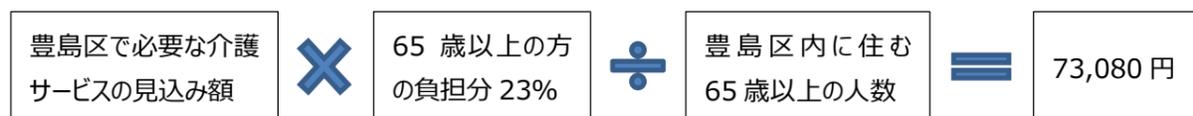
	合計	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
標準給付費見込額	577 億円	182 億円	192 億円	203 億円
地域支援事業費	29 億円	9 億円	10 億円	9 億円
合計	607 億円	191 億円	202 億円	213 億円

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

○第1号被保険者の介護保険料（本冊子 P110～）

今後3年間の被保険者数、サービス利用の見込みを踏まえ、以下のとおり設定

〔基準額の決め方〕



〔保険料の基準額〕

	第7期保険料基準額	第6期(参考)
年額	73,080 円	69,480 円
月額	6,090 円	5,790 円

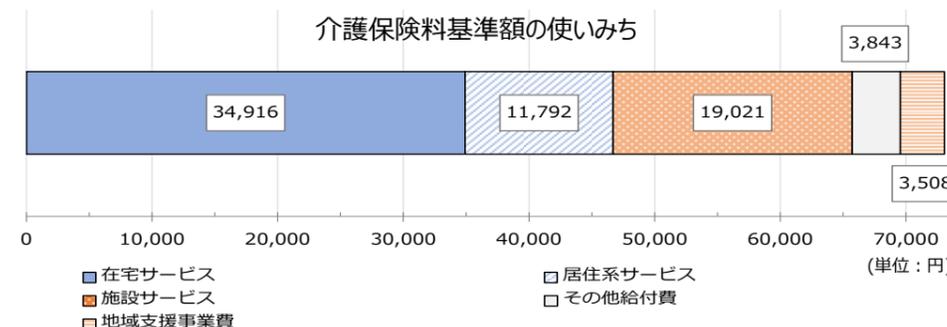
〔参考〕2025年のサービス水準の見込み

		平成29年	2025年
豊島区	総費用	約180億円	約237億円
	保険料	5,790円	8,450円程度
国	総費用	約11.5兆円	約21兆円
	保険料	5,514円	8,200円程度

〔保険料の使いみち〕

※国の見込み値は厚生労働省HPより

介護保険料は在宅サービスを始め介護給付費や、地域支援事業に使われています。



《介護給付等の適正化への取組み》

○第4期介護給付適正化計画（本冊子 P117～）

自立支援・重度化防止という介護保険制度の理念を保持し、制度の持続可能性を確保し続けていくために、介護給付適正化の取組みを一層推進

〔計画期間〕平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間

〔取組事項〕以下の7つの項目を実施

- 要介護認定の適正化
- ケアプラン点検
- 住宅改修等点検
- 縦覧点検・医療情報との突合
- 給付費通知
- 給付実績の活用
- 実地指導の実施（区職員が指定介護サービス事業所等へ出向き、適正な事業運営が行われているか確認するもの）

《介護保険制度の推進と普及啓発》

○介護保険制度の推進に向けて（本冊子 P123～）

介護保険制度を持続可能なものとしていくため、以下の取組みに積極的に推進

- 福祉・介護人材の確保・育成支援
- サービスの質の向上

○介護保険制度の普及啓発（本冊子 P126～）

利用者やその家族が介護保険制度を正しく理解し、最新の情報を提供できる体制整備の取組みを強化